



平成31年3月19日

各市町教育委員会教育長様

広島県教育委員会教育長
(豊かな心育成課)
(義務教育指導課)
(高校教育指導課)

高等学校段階のスマートフォン等の校内への持込みについて (通知)

児童生徒の携帯電話等の取扱い等については、これまで「『携帯電話の問題から子どもを守ろう運動』について」(平成21年3月4日付け広島県教育委員会教育長通知)を踏まえ、学校においては、「学校には、携帯電話の持ち込みをやめましょう」、「学校では、発達段階に応じた情報モラル教育を徹底しましょう」の2つの取組について、指導方針を明確に定め、指導の充実を図っていただいているところです。

この度、教育長会、校長会及びPTA団体の代表で構成される「平成30年度第2回携帯電話等に係る啓発活動推進会議」において、別紙のとおり5つの提案が行われました。特に、平成21年3月に提案のあった学校における2つの取組のうち、「学校には、携帯電話の持ち込みをやめましょう」について、高等学校段階においては、「学校では、生徒が校内でスマホ等を使用しない指導を徹底しましょう」に見直されるとともに、「児童生徒がスマホ等の問題について主体的に考える機会を与えましょう」が追加されたところです。

については、別紙に示された学校における取組を推進し、スマートフォン等を取り巻く様々な問題点等について保護者と協議の場を設けるとともに、児童生徒がスマートフォン等の問題について自らの問題としてとらえ、いじめや誹謗・中傷等に使用される問題点等についても主体的に考える場を積極的に与えるなど、指導の充実を図るよう、所管の学校を指導してください。

なお、小中学校段階においては、引き続き、スマートフォン等を学校へ持ち込ませない指導の徹底を図るよう、所管の学校を指導してください。

担当 豊かな心育成課生徒指導係
電話 082-513-5043(ダイヤルイン)
(担当者 木本)

担当 義務教育指導課授業改善担当
電話 082-513-4976(ダイヤルイン)
(担当者 小池)

担当 高校教育指導課専門教育担当
電話 082-513-4998(ダイヤルイン)
(担当者 三浦)